

「香オリ 3 号」、「香オリ 5 号」の愛称使用ガイドライン

制 定 令和 7 年 11 月 5 日 7 生流第 177886 号

香川県農政水産部農業生産流通課

（目的）

第 1 条 香川県では、県オリジナルのオリーブ品種の認知度向上やイメージアップを目的として、「香オリ 3 号」の愛称「せとみどり」、「香オリ 5 号」の愛称「オルビーナ」を決定したところである。

これらの愛称の適正な使用を図るため、本ガイドラインに必要な事項を定めるものとする。

なお、本ガイドラインは、現在出願中である当該愛称の商標が登録されるまでの暫定的な指針とし、登録完了後の商標の使用に関しては、新たに定める「商標使用ガイドライン」（移行時に県ホームページで周知）に従うこととする。

（対象となる愛称）

第 2 条 本ガイドラインの対象とする品種（愛称）は、「香オリ 3 号」（せとみどり）、「香オリ 5 号」（オルビーナ）（以下、本愛称という。）とする。

（使用対象者）

第 3 条 本愛称を使用することができるものは、次の各号のいずれかに該当すること。

- （１） 「せとみどり」、「オルビーナ」を栽培する生産者
- （２） 「せとみどり」、「オルビーナ」の加工品を扱う加工事業者、流通販売事業者
- （３） その他知事が必要と認めるもの

（使用上の注意）

第 4 条 本愛称の使用は、以下の各号の条件を全て遵守することとする。

- （１） 本愛称の使用により、「香川県」、「香川県産オリーブ」、「香オリ 3 号」、「香オリ 5 号」、「かがわオリーブオイル」、「香川県産農産物ブランド」などのイメージを損なわないこと
- （２） 本愛称の使用により、対象の商品について誤認又は混同を生じさせないこと
- （３） 本愛称を、自己の商標として登録しないこと
- （４） 本愛称自体を商品化しないこと
- （５） 本愛称の使用又は本愛称を付した商品の瑕疵により、第三者に損害を与えた場合、香川県は責任を負わないこと。

（違反時の対応）

第 5 条 本ガイドラインに違反した場合、香川県は本愛称の使用の停止又は中止を命じることができる。

附 則

本ガイドラインは、令和 7 年 11 月 5 日から施行する。